

## 建築確認検査手数料

表1 (建築物)

単位 (円)

床面積の合計	区 分	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査
$A \leq 100 \text{ m}^2$	型式認定等	18,000	9,000	18,000	18,000
	4号建築物	20,000	10,000	19,000	20,000
	上記以外	32,000	16,000	29,000	30,000
$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	型式認定等	27,000	13,000	22,000	22,000
	4号建築物	29,000	14,000	23,000	24,000
	上記以外	42,000	21,000	29,000	30,000
$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	型式認定等	36,000	18,000	30,000	30,000
	4号建築物	38,000	19,000	31,000	32,000
	上記以外	52,000	26,000	37,000	38,000
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	型式認定等	55,000	27,000	47,000	47,000
	4号建築物	57,000	28,000	47,000	49,000
	上記以外	72,000	36,000	56,000	58,000
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	—	100,000	50,000	80,000	85,000
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	—	180,000	90,000	130,000	140,000
$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 6,000 \text{ m}^2$	—	220,000	110,000	170,000	180,000
$6,000 \text{ m}^2 < A \leq 8,000 \text{ m}^2$	—	260,000	130,000	190,000	200,000
$8,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	—	300,000	150,000	210,000	220,000
$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 20,000 \text{ m}^2$	—	400,000	200,000	260,000	280,000
$20,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	—	450,000	225,000	300,000	320,000
$50,000 \text{ m}^2 < A$	—	850,000	425,000	550,000	600,000

表2 (昇降機・小荷物専用昇降機)

単位 (円)

区 分		確認申請	計画変更	完了検査
昇 降 機	型式部材等製造者認証	20,000	10,000	25,000
	上記以外	30,000	15,000	35,000
小荷物専用昇降機		15,000	10,000	20,000

表3 (工作物：令第138条第1項)

単位 (円)

区 分	確認申請	計画変更	完了検査
高さ 8.0m以下	20,000	10,000	25,000
高さ 8.0m越える	40,000	20,000	45,000

#### 【確認申請】

1. 建築物の確認申請の仮受付提出時に、確認申請エクセルデータを提出された場合は、2,000 円の減額となります。
2. 天空率の審査を要する場合、道路・隣地・北側ごとに 10,000 円を加算します。(データ提出の場合、5,000 円)
3. 避難安全検証法の審査を要する場合、階ごとに 30,000 円を加算します。
4. 耐火性能検証法の審査を要する場合、別途審査料を申し受けます。
5. 同一棟増築の床面積は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の 1/2 を加算した床面積の合計とします。  
(既存部分の床面積の上限は 500 ㎡とし、1/2 の 250 ㎡を加算します。)
6. 用途変更、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替は、当該部分の床面積の合計とします。
7. 昇降機付の 4 号建築物は、昇降機ごとに 10,000 円を加算します。

#### 【計画変更】

1. 床面積が 50 ㎡以上増加する計画変更は、計画変更手数料に 50%を加算します。
2. 特定行政庁で確認を受けた物件の計画変更は、通常の計画変更の手数料とします。
3. 他機関で確認を受けた物件の計画変更は、確認申請の手数料とします。

#### 【構造審査】

1. 4 号建築物で令第 82 条各号の構造計算を行った確認申請と計画変更は、表 1 の区分の上記以外の手数料とします。
2. 複数棟の構造審査が必要な場合、確認申請書第 6 面の延べ面積(最大面積を除く。)ごとに 1,000 ㎡以下は 15,000 円、1,000 ㎡を超えると表 1 に掲げる手数料の 20%を加算します。
3. ルート 2 の基準審査を要する場合、EXP. J 等により構造上分離した棟ごとに 30,000 円を加算します。
4. 構造計算適合性判定を要する場合、ルート 3 の構造審査及び適判図書との整合確認として EXP. J 等により構造上分離した棟ごとに 30,000 円を加算します。
5. 特定天井の構造審査を要する場合、特定天井ごとに 30,000 円を加算します。
6. 土砂災害特別警戒区域内の構造審査を要する場合は、構造耐力上独立する部分ごとに 30,000 円を加算します。

#### 【中間検査・完了検査】

1. 完了検査において追加説明書の審査が必要な場合の手数料は、計画変更の手数料とします。
2. 検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行う場合の手数料は、検査手数料の 1/2 とします。
3. 特定行政庁で確認を受けた物件の検査は、通常の検査手数料とします。
4. 他機関で確認を受けた物件の検査は、検査手数料に 50%を加算します。
5. 他機関で省エネ適合性判定を受けた物件の完了検査は、検査手数料に当社の省エネ適合性判定料金を加算します。
6. 昇降機付の 4 号建築物は、昇降機ごとに 15,000 円を加算します。
7. 交通経費として、家島諸島の検査は 10,000 円、沼島の検査は 3,000 円を加算します。

#### 【昇降機・小荷物専用昇降機】

1. 当社で確認していない建築物に昇降機を設置する場合は、昇降機の確認申請ごとに 10,000 円を加算します。

#### 【仮使用認定】

1. 仮使用認定申請手数料は、100,000 円とします。  
ただし、他機関で確認を受けた物件は、表 1 の区分の確認申請手数料を加算します。

当社が効率的な検査業務を実施できると判断したときは、別途ご相談に応じます。